オ．景観形成基準

■表Ⅳ-40　全区間

対象		景観形成基準
建築物に対する基準	形態、色彩、その他の意匠	住宅（戸建て、マンション）、店舗、事業所などは建物用途による特徴を活かした形態・意匠とする。 **配慮・工夫の一例** ・住宅、店舗、事業所の特徴を意識したデザインとしつつ、周辺との調和を図る。 店舗としての雰囲気を通りに対して表現する 集合住宅としての落ち着いたファサードとする
		集合住宅のバルコニーや共用階段は、周辺の街並み景観に配慮したデザインとする。 **配慮・工夫の一例** ・通りに面する集合住宅のバルコニー等は可能な限り街並み景観を意識し、工夫を凝らした意匠とする。 水平ラインの調和がとれたバルコニー
		商業空間が連続する建築物の低層部は、歩行者の視線を意識し、にぎわいを感じさせる形態・意匠とする。 **配慮・工夫の一例** ・可能な限り周辺の商業空間との調和を図りつつ、にぎわいを感じさせるデザインとする。 ・建築物のデザインなどに関する地域ルールがある場合は、当該ルールを尊重したデザイン等とする。 ・目黒通りに面した１階店舗部分は、可能な限りにぎわいの空間を確保するよう努める。 1階部分におけるオープンカフェ

対象		景観形成基準
建築物に対する基準	形態、色彩、その他の意匠	**中高層部は、遠距離からの見通しを意識し、整った街並みを感じさせる形態・意匠とする。** **配慮・工夫の一例** ・壁面、軒先、小壁などの水平ラインの調和に配慮したデザインとする。 水平ラインの配慮 ・低層部と中高層部のファサード※デザインの分節化等※を行い、周囲からの見え方に配慮した意匠とする。 低層部と中高層部とのファサードの分節化 ・曲線などを活用し、やわらかなイメージの建築物のデザインとする。
		中高層部は、通りの空間の広がりを意識した形態・意匠とする。 **配慮・工夫の一例** ・中高層部のセットバック等を行うなど、道路に面して開放感を確保するよう努める。 ・通りが閉鎖的にならないように、隣棟間隔を確保するよう努める。
		角地に建つ建築物等は、スカイラインを意識した屋根部の形状や、交差点の景観を意識した角部の処理、壁面の素材等の工夫により交差点の印象を高めるよう配慮する。 **配慮・工夫の一例** ・外壁の 2 面が交差点に面するため、角部及び角部を頂点とする両面は周囲からの見え方に配慮した意匠とする。 ・交差点が閉鎖的にならないよう、建物の配置や中高層部のセットバック等を行うことにより、空間の広がりに配慮する。
		単調で無機質な景観とならないよう、可能な限りマンションの廊下側壁面に対する景観に配慮する。 **配慮・工夫の一例** ・廊下等が通りに面する場合は、単調な壁面にならないよう配慮する。

<table>
<tr><th colspan="2">対象</th><th>景観形成基準</th></tr>
<tr><td rowspan="4">建築物に対する基準</td><td rowspan="3">形態、色彩、その他の意匠</td><td>色彩基準（P.124～126）に従うとともに、周辺の街並み景観との調和を図る。
配慮・工夫の一例
・外壁の色調や素材は、可能な限り原色の使用を避ける。
・コーポレーションカラーを使用する場合、トーンや明度、塗装面の大きさ等を抑えたものとする。</td></tr>
<tr><td>建築物に付属する設備機器等は、建築物と一体的に計画するなど、道路からの見え方に配慮する。
配慮・工夫の一例
・建築設備や駐車施設を設置する場合は、道路側への配置を避けたり、植栽の工夫などにより、道路や周辺からの見え方に配慮する。

駐車場の緑化による修景</td></tr>
<tr><td>屋上の設備機器などは、道路からの見え方に配慮した配置とするなど、スカイラインの整った街並み景観が連なるように配慮する。
配慮・工夫の一例
・屋上の設備や構造物は一箇所にまとめるなどの工夫をし、通りから可能な限り見えない位置に配置する。また、見えてしまう場合には、修景に配慮したものとする。
 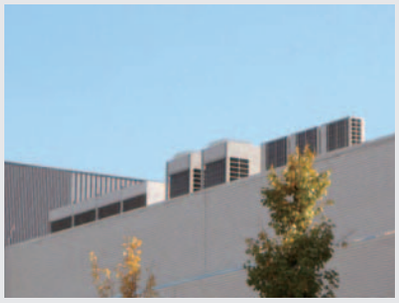
道路から見える屋上の室外機の配置は、目隠しするなどの工夫が必要</td></tr>
<tr><td>建築物周囲の空地・外構</td><td>歩道などの公共空間と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮する。
配慮・工夫の一例
・近接したオープンスペース等の連続性に配慮した外構計画にするなどの工夫をする。

セットバック部分を活用した休憩スペースの確保

接道部のみどりや誰もが気軽に使えるベンチの設置</td></tr>
</table>

対象		景観形成基準
建築物に対する基準	建築物周囲の空地・外構	**歩道に面する部分では、歩行者の目線を意識し、通りに潤いを与えるために可能な限り緑化スペースを設ける。** **配慮・工夫の一例** ・歩道と建物の僅かなスペースやエントランス周辺での緑化に努める。 ・敷地内に中高木などを植栽する場合は、街路樹の植栽との位置に配慮し、みどりのボリュームの確保に努める。 ・壁面を活用した緑化に努める。 僅かなスペースを活用した緑化 ハンギングバスケット等を活用した壁面の緑化
		敷地の角地部分は景観上重要であるため、街角として印象づける空間の演出を行う。 **配慮・工夫の一例** ・角地部分には、可能な限り緑化スペースを設け、シンボル的な植栽を行うなど工夫する。 角地部分を活用した緑化 ・大きな交差点における角地部分ではオープンスペースの確保に努め、人々が足をとめることができる空間となるよう配慮する。
		既存敷地内にあるシンボル的な樹木は、可能な限り保全する。 **配慮・工夫の一例** ・建築物の建て替えに伴い、敷地内の植栽は可能な限り保全する。 ・通りに面するシンボル的な樹木は積極的に保全する。 建て替えに伴い、シンボル的な樹木の保全を行う

<table>
<tr><th colspan="2">対象</th><th>景観形成基準</th></tr>
<tr><td>建築物に対する基準</td><td>建築物周囲の空地・外構</td><td>
街の記憶を今に伝える歴史的資源を可能な限り活かした計画とする。
<table>
<tr><th>配慮・工夫の一例</th></tr>
<tr><td>
・目黒通り整備時に作られた石垣は可能な限り建て替え時に保全・活用するよう努める。
・周辺に石垣がある場合は、石垣との調和を意識した色調、デザインとなるよう配慮する。
・地域に点在する道祖神などの歴史的資源の保全・活用に努める。

整備当時から残る石垣の保存・活用

歴史的資源の保存・活用
</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td rowspan="3">工作物に対する基準</td><td rowspan="3">形態、色彩、その他の意匠</td><td>
屋外広告塔を設置する場合は、規模等について十分に配慮する。
<table>
<tr><th>配慮・工夫の一例</th></tr>
<tr><td>・屋外広告塔を設置する場合は、可能な限り面積を小さくするとともに、集約化を図る。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>
機械式立体駐車場等の工作物を設置する場合は、修景を施すなど周辺からの見え方に配慮する。
<table>
<tr><th>配慮・工夫の一例</th></tr>
<tr><td>
・歩行者の視線に配慮し、囲いや植栽により修景するなど工夫する。

機械式駐車場の緑化による修景
</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>
色彩は、目黒通り沿道の色彩基準に従う。
<table>
<tr><th>配慮・工夫の一例</th></tr>
<tr><td>・色調や素材は、可能な限り原色を避ける。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

■表Ⅳ-41　東ブロック（品川区界～目黒四中交差点）

●対象区間の方針　商店街のにぎわいと、人々が歩き楽しむことができる環境を整えます。

対象		景観形成基準
建築物に対する基準	形態、色彩、その他の意匠	権之助坂の商店街、インテリアストリートにふさわしい、にぎわいと歩いて楽しい沿道景観とする。

配慮・工夫の一例

・１階部分のショーウィンドウ化や商品陳列の工夫などにより、通りから生業が分かるようにする。

・できるだけ１階部分に商業施設を誘致し、にぎわいの連続性を生み出す。

1階部分のショーウィンドウ化

1階部分のインテリアショップ

・建物と建物の間の空間についても、色彩の配慮やパイプ類の集約化などを行い整然とさせる。

パイプや設備類で雑然となった壁面

見上げる、見下ろすなど、地形の変化・坂道に配慮した景観づくりとする。

配慮・工夫の一例

・見下ろされる景観に配慮し、屋根や軒の連続性を確保する。
・造成により長大な擁壁や基礎等の構造物を造る場合は、壁面緑化などを行うよう配慮する。

擁壁を小段にし植栽することで印象を和らげる

尾根道に立地する商店街として、周辺部からの眺望景観に配慮する。

配慮・工夫の一例

・建物の裏側・側面は周辺からの見上げに配慮し、建物ボリューム感を和らげる色彩、設備の配置などを工夫する。
・交差点部では周辺を垣間見ることや、見通すことができるため、街角の演出に配慮する。

■表Ⅳ-42　中央ブロック（目黒四中交差点～環状７号線）

●対象区間の方針　広々とした空間の抜け･広がりを大切にします。

<table>
<tr><th colspan="2">対象</th><th colspan="2">景観形成基準</th></tr>
<tr><td rowspan="3">建築物に対する基準</td><td rowspan="2">形態、色彩、その他の意匠</td><td colspan="2">目黒通りの特徴である空間の広がりをより意識した景観づくりとする。</td></tr>
<tr><td></td><td>
配慮･工夫の一例
・空間の広がりを確保するため、周辺の建築物の高さとの調和を図る。

空間の広がりを確保する
・中高層部では壁面をセットバックするなど、可能な限り開放的な空間となるよう配慮する。
</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">通りのイメージづくりに寄与している、既存店舗等（カーディーラー等）の集積を活かした、特徴ある景観づくりとする。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
配慮･工夫の一例
・現状の落ち着きのある店舗等と調和したグレード感のある景観に配慮する。

落ち着いたファサードの色使い
・開放感のあるショーウィンドウや照明の工夫などにより、歩行者の視線を意識したデザインとする。

開放的なショーウインドウ
</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="2">建築物周囲の空地・外構</td><td colspan="2">既存店舗等（カーディーラー等）の特性に合わせ、車庫や作業場などの見え方に配慮する。</td></tr>
<tr><td></td><td>
配慮･工夫の一例
・作業場等の見え方に配慮し、歩道と建物の間は植栽をするように努める。

歩道と敷地の間に設けられた植栽
・駐車場を設置する場合は、歩道からの眺めに配慮した配置や修景を行うなど工夫する。
</td></tr>
</table>

■表Ⅳ-43　西ブロック（環状７号線～世田谷区界）

●対象区間の方針　駅前のにぎわいと街の歴史が調和した環境を創り出します。

対象		景観形成基準
建築物に対する基準	形態、色彩、その他の意匠	**都立大学駅に近接する地区としての立地に配慮した、にぎわいと活気のある景観づくりとする。** **配慮・工夫の一例** ・できる限り１階部分に商業施設を誘致し、にぎわいの連続性を生み出す。 ・コーポレーションカラーを使用する場合は、トーンや明度、塗装面の大きさ等を抑えたものとする。 ・駅前交差点に面した建物は、デザイン及び外壁の素材や色の工夫などにより、印象的な街角の演出に努める。
		地域の街割りを今に伝える街並み景観に配慮する。 **配慮・工夫の一例** ・建築物の側面が連続して通りに現れるため、建物の側面も景観に配慮を行う。 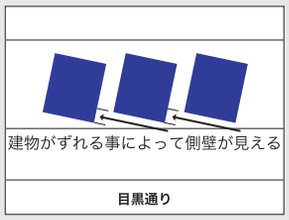
		目黒通りの道づくりの歴史を感じさせる石垣を可能な限り活かした計画とする。 **配慮・工夫の一例** ・周辺に石垣がある場合は、石垣との調和を意識した色調、デザインとなるよう配慮する。 石垣と調和させたデザイン
	建築物周囲の空地・外構	**駅前交差点としてのにぎわいや活気を意識した街角の演出を行う。** **配慮・工夫の一例** ・駅前交差点の角地には、可能な限りオープンスペースを設けるなど空間の広がりの演出に努める。 ・駅前交差点に面した敷地は、緑化を積極的に行うとともに、植栽や照明の工夫などにより歩行者の視線を意識したデザインとする。
		歩道に面するオープンスペースは、周辺との調和を意識したリズム感のある外構の工夫を行う。 **配慮・工夫の一例** ・雁行※により１階部分に三角の空地が出現することから、にぎわいの演出や緑化を行うなど工夫する。 雁行した敷地を活用した緑化スペースとテラス